

川島町有施設への自動販売機の設置に関する

公募型プロポーザル募集要領

令和5年12月

【問合せ先】

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870-1

川島町役場 政策推進課

電話049(299)1752

## 公募型プロポーザル方式による町有施設の貸付け許可の概要

川島町有施設における自動販売機の設置について、公募型プロポーザル方式により設置事業者を募集しますので、参加される方は、募集要領をご確認のうえお申込みください。

### 1 貸し付ける物件

飲料用自動販売機の設置をするために貸し付ける町有施設は、下記のとおりとする。

所在地	川島町大字下八ツ林 870-1
設置場所	川島町役場 1F 職員休憩室内 ※設置場所の目的上、購入者は役場職員に限られます。
施設休館日	川島町の休日を定める条例（平成 2 年 4 月 1 日条例第 13 号）による
屋内・屋外	屋内
販売可能時間	職員の勤務時間内（8：30～17：15）
設置台数	2～3 台（貸付面積の範囲内）
貸付面積	3 ㎡（幅 3.0m × 奥行 1.0m）
年間固定額	0 円（減免とする）
販売品目条件	・ 1 台以上は、食品（パン・軽食・菓子等）を販売すること ・ 飲料水は、ペットボトル商品は不可とする （缶・紙コップ・ビン・紙パック等に限る）
年間売上げ実績 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)	現在は 3 台設置 ① 飲料水（缶・ビン） 11,719 本 ② 食品（パン・軽食・菓子類） 1,713 食 ③ 飲料水（紙コップ） 2,413 杯

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人とする。

#### (1) 法人又は個人の所在地

法人の場合は、埼玉県内に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は川島町内に居住し又は店舗を設置し、業を営んでいること。

#### (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

#### (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）にもとづき更生手続開始の申立てが成されている（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 川島町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員等(以下総称して「反社会的勢力」という)
  - イ 法人の代表者が反社会的勢力である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が反社会的勢力である者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者

### 3 許可に当たっての主な条件

(1) 貸付の内容

本貸付については、地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づくものである。

(2) 許可期間

ア 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし川島町が希望する場合は、同一条件にて許可期間を延長させる場合がある。

イ 許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合がある。

(3) 貸付物件の用途指定

自動販売機設置運営事業の用途に限る。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできない。違反した場合は、貸付解除事由となる。

ア 自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に許可なく工作物を設置すること。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。また、貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 環境配慮

消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種を設置に努めること。

(6) 安全対策等

- ア JIS 規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を講ずるものとする。
  - イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行なうものとする。
- (7) 使用済み容器の回収
- 自動販売機に併設して、販売する品目の種類に応じた、使用済容器のプラスチック製又は金属製の回収ボックスを必要数設置し、随時回収する。なお、設置場所については町が提供するものとし、貸付面積には含まない。
- (8) 自動販売機の管理運営
- ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等について責任をもって行い、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
  - イ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において即時対応すること。
  - ウ 設置する自動販売機に、営業所の名称、所在地、電話番号等を明確に表示すること。
  - エ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が町の責めに帰することが明らかな場合を除き、町は責めを負わないものとする。
- (9) 売上報告書の提出
- 貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、売上報告書を提出すること。もしくはインターネット等を利用して閲覧及び印刷できるようにすること。
- (10) 実地調査等への協力義務
- 前記 (3) から (9) の履行状況を確認するため、本町が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は川島町に協力すること。
- (11) 貸付物件の引渡し等
- 貸付物件は現況で引き渡すので、自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、許可期間の終了後は、本町の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還すること。

#### **4 参加申込書の受付期間、場所等**

##### (1) 受付期間

令和 6 年 1 月 9 日 (火) 午前 9 時から令和 6 年 1 月 18 日 (木) (土曜日、日曜日、国民の祝日を除く) の午前 9 時から午後 5 時までとする。受付後、町にて参加資格の有無を確認のうえ、参加資格確認通知書を送付する。

##### (2) 受付場所

川島町役場 政策推進課 管財・契約グループ (川島町役場 2 階)

〒350-0192 比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

(3) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）（押印は実印を使用）
- イ 住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本（登記事項証明書）※<sup>1</sup>）
- ウ 印鑑証明書※<sup>1</sup>
- エ 誓約書（様式 4）
- オ 直接国税及び消費税等の納税証明書の写し（国税 その 3 の 3）※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup>の書類は写し（コピー）も可です。ただし、3ヶ月以内に発行されたもの。

(4) 受付方法

郵送又は持参により提出すること。なお、提出された応募書類は返却しない。

※郵送の場合は、書留など送付した記録が残る方法で送付する（1月18日の消印まで有効）

## 5 質問・回答

本件に関する質問については、次の方法にて提出すること。

(1) 受付期間

令和6年1月9日（火）午前9時から令和6年1月19日（金）午後3時まで

(2) 提出方法

任意様式にて質問書を作成し、下記担当までFAXにて送信してください。

川島町役場 政策推進課 管財・契約グループ

〒350-0192 比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

FAX 番号：049-297-6058

(3) 回答

提出いただいた質問に対しては、令和6年1月24日（水）午後5時までに参加申込書提出者（全員）に対して、FAXにて回答します。

## 6 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和6年1月26日（金）午前9時から令和6年2月8日（木）午後3時まで

(2) 受付場所

川島町役場 政策推進課 管財・契約グループ（川島町役場 2階）

〒350-0192 比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

(3) 提出書類

- ア 参加資格確認通知書の写し
- イ 企画提案書（様式 2 及び様式 3）

- ・画像や図式を使用する場合は、企画提案書に「別紙参照」と記入したうえで添付する
  - ・売上金額に対する貸付料率は、必ず小数点第1位まで記入する
- ウ 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）

※ 提出後の書類の差し替え、内容の訂正及び再提出は原則認めない。

#### (4) 受付方法

郵送又は持参により提出すること。なお、提出された提案書類等は返却しない。

※ 郵送の場合は、書留など送付した記録が残る方法で送付する（2月8日の消印まで有効）

#### (5) 辞退届

参加申込書の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、令和6年2月8日（木）までに、辞退届（任意様式）を提出する。

## 7 候補者の選定

### (1) 選定方法

事業候補者の選定は、各関係課長により書類審査を行いそれぞれ評価点を算出する。評価点の合計値が最も高い事業候補者を最優秀提案者として選定する。なお、提案者が1社の場合でも選定を実施する。

また、一定水準を満たす提案が無いと判断した場合は「候補者なし」とする場合もある。

### (2) 審査方法

下記①から③を項目別に書類審査を行い、評価点を算出する。なお審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを行う場合もある。

#### ① 内容点

審査項目	審査基準	配点
社会貢献度	町へのボランティア活動・災害時の飲料水供給等の協力体制	10点
付加機能	省エネルギー性能、防災対策機能、ユニバーサルデザインなど	10点
次世代機能	キャッシュレス機能、電子マネー、タッチパネルなど	10点

#### ② 価格点

販売価格	標準販売価格からの値引き（飲料水・食品）	20点
------	----------------------	-----

#### ③ 販売品目点

販売品目	設置する商品の種類、魅力度等	50点
------	----------------	-----

※各項目の詳細な採点基準については公開しない。

## 8 結果通知

審査の結果は、令和6年2月20日（火）までに書面により通知する。なお、審査結果に係る質疑及び異議申し立ては、受け付けない。

## 9 貸付手続等

事業候補者に決定した者は、速やかに行政財産使用許可申請書（様式5）を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けること。

## 10 販売機設置の手続等

使用許可証の交付後、借受人は令和6年4月1日（月）から令和6年4月5日（金）までの期間に設置場所で自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行うこと。

### (1) 電気料金等

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を負担することとなるので、必ず電気メーターを個別に設置すること。

### (2) 販売機の設置

既設の自動販売機については、令和6年3月29日（金）を目処に撤去を行います。